

九州医療科学大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力を持つ人格を陶冶することを目的とする。

2 本学の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学 部	目 的
社 会 福 祉 学 部	社会福祉、健康、医療に関する専門知識及び技術を教授すると共に、豊かな人間性を涵養し、福祉、スポーツ・健康運動及び医療の分野で即戦力として活躍しつつ福祉社会の創造的担い手となる専門職業人の養成を目的とする。
薬 学 部	高度な専門知識・技術とコミュニケーション能力の修得を通して、高い倫理観とともに科学的考察力と実践的な問題解決能力を備え、生涯にわたって最先端医療に貢献できる薬剤師、また、動物看護学、動物学並びに薬学の知識・技能の修得を通して、科学的考察力と問題解決能力を備えた動物の専門家の養成を目的とする。
生 命 医 科 学 部	生命に対する深い関心と高度な倫理観を培うことを基盤とした豊かな人間性を有し、臨床検査技師や臨床工学技士として、連携医療、先端医療において疾患治療基盤の確立を思考する優れた医療技術者の養成を目的とする。
臨 床 心 理 学 部	心理・福祉職あるいは言語聴覚士として福祉、保健、医療、教育に参画・連携し、地域に根差した、生涯にわたる支援をおこなうことができる福祉・医療の担い手として活躍できる人材の養成を目的とする。

3 本学の学科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学 部	学科・専攻	目 的
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	社会福祉、健康、医療に関する専門知識及び技術を教授すると共に、豊かな人間性を涵養し、福祉、スポーツ・健康運動及び医療の分野で即戦力として活躍しつつ福祉社会の創造的担い手となる専門職業人の養成を目的とする。
薬学部	薬 学 科	「患者中心の医療」を実践できるようになるために、薬学および医療に関する高度な専門知識と技能および研究方法を教授し、臨床に係る実践的な能力と問題解決能力、倫理観、使命感、実行力を養い、社会で即戦力となる質の高い薬剤師の養成を目的とする。
	動物生命薬科学科	動物看護学、動物学並びに薬学の知識を基盤とし、獣医療、医薬品及び食品のさまざまな分野において、常に問題解決を念頭において活躍することができる動物の専門家の養成を目的とする。
生命医科学部	生 命 医 科 学 科	生命に対する深い関心と高度な倫理観を培うことを基盤とした豊かな人間性を有し、臨床検査技師や臨床工学技士として、連携医療、先端医療において疾患治療基盤の確立を思考する優れた医療技術者の養成を目的とする。
臨床心理学部	臨 床 心 理 学 科	心理・福祉職あるいは言語聴覚士として福祉、保健、医療、教育に参画・連携し、地域に根差した、生涯にわたる支援をおこなうことができる福祉・医療の担い手として活躍できる人材を養成する。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関することは、別に定める。

(学部、学科及び収容定員)

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置き、収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	2年次	編入学定員 3年次	4年次	収容定員
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	80名		4名		328名
	臨床福祉学科	—		—		—
薬学部	薬学科	100名	3名		3名	624名
	動物生命薬科学科	40名				160名
生命医科学部	生命医科学科	80名				320名
臨床心理学部	臨床心理学科	40名				160名

2 社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康コースを設け、鍼灸健康コースに関する規程は、別に定める。

3 臨床心理学部臨床心理学科に言語聴覚コースを設け、言語聴覚コースに関する規程は、別に定める。

4 本学に次の別科を置き、収容定員は次のとおりとする。別科に関する規程は、別に定める。

	入学定員	収容定員
臨床工学別科	40名	40名

(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、薬学部薬学科においては、6 年とする。

(在学期間)

第 5 条 前条の年限は、疾病その他の事由により延長することはできるが、在学期間は修業年限の 2 倍の年数をこえることはできない。

第 2 章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 1 学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とし、1 学年を分けて次の 2 期とする。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から翌年 3月31日まで

2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。

(休業日)

第 8 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する祝日（祝日が前号と重複する場合はその翌日）のうち学長が定める日

三 創立者の日 4月30日

四 創立記念日 5月 4日

五 夏期休業

六 冬期休業

七 学年末休業

2 前項五から七までの休業日については、学年のはじめまでに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目及び単位数

(授業科目の区分)

第9条 各学部において開設する授業科目は、次のとおりとし、これを4年間に配当して教授する。ただし、薬学部薬学科においては、6年間に配当して教授する。

学 部	学 科	授 業 科 目
社 会 福 祉 学 部	ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科	基礎科目・専門教育科目・教職に関する科目
薬 学 部	薬 学 科	基礎科目・専門教育科目
	動 物 生 命 薬 科 学 科	基礎科目・専門教育科目
生 命 医 科 学 部	生 命 医 科 学 科	基礎科目・専門教育科目
臨 床 心 理 学 部	臨 床 心 理 学 科	基礎科目・専門教育科目

(基礎科目)

第10条 社会福祉学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(1)のとおりとする。

2 薬学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(2)のとおりとする。

3 生命医科学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(3)のとおりとする。

4 臨床心理学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(4)のとおりとする。

(専門教育科目)

第11条 社会福祉学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(1)のとおりとする。

2 薬学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(2)のとおりとする。

3 生命医科学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(3)のとおりとする。

4 臨床心理学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(4)のとおりとする。

(教職に関する科目)

第12条 社会福祉学部の教職に関する科目の単位数は別表Ⅱ－(1)のとおりとする。

(授業科目の単位の基準)

第13条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前2項に関する規程は別に定める。

第4章 入学・休学・転学・留学及び退学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規程にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、再入学及び転入学並びに外国人留学生及び帰国子女については、第7条に定める後期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第15条 本学の第1年次に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む)

七 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの(入学の出願)

第16条 本学に入学を希望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

3 第2項の規定は、第20条、第23条及び第24条の規定により入学を志願する場合にも、これを準用する。
(入学者の選考)

第17条 入学志願者については、学力、人物、健康状態について選考する。

第18条 入学試験合格者は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

(入学手続)

第19条 入学試験合格者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2 入学試験合格者が、故なくして前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

3 第1項の手続きを完了した者に対して、学長は入学を許可する。

4 編入学、転入学及び再入学の場合も同様とする。

(編入学)

第20条 本学の3年次編入学定員のある学科に編入学を希望する者は、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、編入学を許可する。ただし、2年次以降で、当該学科の収容定員に欠員のある場合も同様とする。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

2 編入学による学生の在学期間は、入学を許可された年次に応じた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

3 編入学に関する規程は、別に定める。

(転学部・転学科・転専攻)

第21条 学生が、所属学部から他の学部へ転学部、所属学部内において他の学科へ転学科、所属学科内において他の専攻へ転専攻をしようとするときは、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

(転入学)

第22条 学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長へ願い出て許可を受けなければならない。

第23条 他の大学から転入学を志願する者については、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

(再入学)

第24条 次の各号の一に該当する者が所定の手続きを経て入学を願い出たときは、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、入学を許可する。

一 本学を第31条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者

二 第41条の二により除籍された者で、別に定める規定により再入学を願い出た者

2 前項による入学者のすでに修得した単位及び在学した期間の認定は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

(留学)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2 前項の留学した期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第33条第1項及び第2項の規定は学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他の事由により、引続き3月以上修学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受け休学することができる。

2 疾病その他の事由により、休学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長が当該教授会の意見を聴き、期間を定め、休学を命ずる。

第27条 休学期間は、引続き1年をこえることはできない。

ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以上の休学を許可することがある。

第28条 休学期間は、通算して修業年限をこえることはできない。

第29条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学願いを提出して学長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第31条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

第5章 授業科目の履修単位修得の認定及び卒業及び学位

(授業科目の履修及び単位の認定)

第32条 学生は、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、第36条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定する。

3 臨床福祉学科介護福祉コースの社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4(第5条―第7条)に係る科目については、出席時間数が授業時間数の3分の2(介護実習は5分の4)に満たない者に対しては、単位を認定しない。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科

目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により履修したものとみなす単位数は、学長が当該教授会の意見を聴き、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第35条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学習の評価)

第36条 成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。これを公表する場合は、秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(D)の評価をもってし、不可(D)は不合格とする。

(卒業)

第37条 本学に、第4条に定める年限以上在学し、次の各号に定める授業科目を履修し、単位を修得することによって、次表の単位数を満たした者に対して、学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
社 会 福 祉 学 部	ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科	124単位以上
薬 学 部	薬 学 科	189単位以上
	動 物 生 命 薬 科 学 科	124単位以上
生 命 医 科 学 部	生 命 医 科 学 科	124単位以上
臨 床 心 理 学 部	臨 床 心 理 学 科	124単位以上

一 基礎科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
社 会 福 祉 学 部	ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科	24単位以上
薬 学 部	薬 学 科	26単位以上
	動 物 生 命 薬 科 学 科	24単位以上
生 命 医 科 学 部	生 命 医 科 学 科	24単位以上
臨 床 心 理 学 部	臨 床 心 理 学 科	24単位以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
社 会 福 祉 学 部	ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科	100単位以上
薬 学 部	薬 学 科	163単位以上
	動 物 生 命 薬 科 学 科	100単位以上
生 命 医 科 学 部	生 命 医 科 学 科	100単位以上
臨 床 心 理 学 部	臨 床 心 理 学 科	100単位以上

- 2 教育職員免許状を受けようする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

学 部	学 科	免許状の種類	教 科
社 会 福 祉 学 部	ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育

- 3 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
所定の単位を修得して卒業する者には、博物館学芸員資格を取得する資格が与えられる。

(学位)

第38条 学士の学位は、次のとおりとする。

社会福祉学部		学士（社会福祉学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
	動物生命薬科学科	学士（動物生命薬科学）
生命医科学部		学士（生命医科学）
臨床心理学部		学士（臨床心理学）

- 2 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第6章 表彰・懲戒及び除籍

(表彰)

第39条 学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長が表彰する。

(懲戒)

第40条 学生が、本学の諸規則に違反し、学内外の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は次のとおりとする。

訓 告
停 学
退 学

- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、卒業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席常でない者
- 四 学内外の秩序を乱し学生の本分に反した者

- 4 停学が引続き3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が当該教授会の意見を聴き、除籍する。

- 一 第5条の在学期間修業してなお卒業の認められない者
- 二 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
- 三 第27条に定める休学期間をこえてなお修学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

- 2 前項第五号については、当該学生の死亡した日をもって除籍とする。

第7章 入学検定料・入学金及び授業料その他

(納付金の額)

第42条 本学の入学検定料、入学金及び授業料、その他諸納付金は別表Ⅲのとおりとする。

(演習、実習費用)

第43条 演習及び実習などに要する費用は、特に必要があれば別に徴収する。

(納付規程)

第44条 第42条及び第43条の諸納付金は、別に定める規定により納付しなければならない。

- 2 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、それを納入するまで、授業及び試験に出席すること、並びに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。

(休学中の納付金)

第45条 休学中の休学料は、月額25,000円とする。

(転学、退学及び停学者の納付金)

第46条 転学、退学及び停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。

(諸納付金の変更)

第47条 削除

第48条 既納の納付金は原則として返還しない。

第8章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第49条 本学に保健施設並びに厚生に関する諸施設を設ける。

(健康診断)

第50条 教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

第9章 科目等履修生・委託生・特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第51条 本学学生以外の者で本学の特定の科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第52条 公共団体又はその他の機関から本学の特定の授業科目について、修学を委託される者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第53条 他の大学（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第55条 地域の教育、文化の向上に資するため本学に公開講座を設けることがある。

第11章 特待生

(特待生)

第56条 学生として学力優秀、品行方正かつ身体強健なる者を、特待生とすることがある。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

第12章 教職員組織

(教職員組織)

第57条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

第13章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第58条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第59条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、全学教授会、学部教授会、代議員教授会をもって組織する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 その他教授会に関する規程は、別に定める。

第14章 通信教育部

(通信教育部)

第60条 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する事項については、別に定める。

第15章 大学院

(大学院)

第61条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則については、別に定める。

第16章 附属施設

(附属図書館)

第62条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(附属薬用植物園)

第63条 本学薬学部附属薬用植物園を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

附 則 この学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条については従前の規定による。

附 則 この学則は平成12年7月1日から施行する。

附 則 この学則は平成13年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第12条、第37条については従前の規定による。

附 則 この学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条第2項並びに第11条第2項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条並びに第37条第1項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成16年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項、第11条第1項並びに第37条第1項及び第2項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成17年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第12条、第37条第2項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成18年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第4条、第5条、第9条、第10条第3項、第11条第3項、第28条、第37条第1項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成19年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条、第20条第4項、第32条第3項、第37条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成20年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項、第11条第1項、第12条、第37条第1項及び第2項については従前の規定による。

なお、平成19年度に臨床福祉学科臨床福祉専攻及び動物療法専攻に入学した学生は、第11条第1項の別表Ⅱ-(1)については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成21年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条及び第37条については従前の規定による。

なお、平成20年度に動物生命薬科学科に入学した学生は、第10条第3項、第11条第3項及び第37条第4項については改正学則を適用する。

また、平成18年度、19年度、20年度に薬学科に入学した学生は、第10条第3項、第11条第3項及び第37条第1項については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第11条第1項及び第12条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条第1項並びに3項、第36条、第42条、第45条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条、第37条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成25年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成27年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第37条、第38条、第59条については従前の規定による。

なお、第3条の規定にかかわらず、臨床福祉学科の編入学定員は平成29年度から適用し、平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	512名	432名	351名
保健科学部 臨床工学科	170名	180名	190名
薬学部 動物生命薬科学科	130名	140名	150名

生命医科学部			
生命医科学科	60名	120名	180名

附 則 この改正学則は平成28年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第33条、第34条、第35条、第37条については従前の規定による。

なお、第3条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収 容 定 員		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
社会福祉学部 子ども保育福祉学科	150名	100名	50名

附 則 この改正学則は平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第12条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成30年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条、第12条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第12条、第37条、第42条については従前の規定による。

学部・学科等	収 容 定 員		
	2019年度	2020年度	2021年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	235名	214名	189名
保健科学部 視機能療法学科	120名	80名	40名
保健科学部 臨床工学科	190名	180名	170名

学部・学科等	収 容 定 員				
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
薬学部 薬学科	824名	784名	744名	704名	664名

附 則 この改正学則は令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第12条、第37条、第38条、第42条については従前の規定による。

なお、第3条の規定にかかわらず、平成31年度の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収 容 定 員		
	2020年度	2021年度	2022年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	214名	189名	164名
保健科学部 作業療法学科	120名	80名	40名
保健科学部 言語聴覚療法学科	120名	80名	40名
保健科学部 臨床工学科	140名	90名	40名
生命医科学部 生命医科学科	260名	280名	300名
視機能療法学別科	40名		

附 則 この改正学則は令和3年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和4年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和5年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和6年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第12条、第37条、第42条、第45条については従前の規定による。

別表Ⅰ－（１） 社会福祉学部

（基礎科目）

社会福祉学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

区分		科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1		2
		英語コミュニケーション	1		2
	教育情報	情報処理入門	1	1	
		データサイエンスⅠ	1		1
		データサイエンスⅡ	1		1
	総合教育	キャリア教育	1		2
		コミュニケーション論	1		2
		QOLと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		日向国地域体験学習	1		1
		医療・福祉連携講座	1		1
		ボランティア活動	1		1
		インターンシップ	1		1
	人間と社会・文化	日本語Ⅰ	1		2
		日本語Ⅱ	1		2
		日本語Ⅲ	2		2
		日本語Ⅳ	2		2
		日本語総合講座Ⅰa	1		2
		日本語総合講座Ⅰb	1		2
		日本語総合講座Ⅱa	1		2
		日本語総合講座Ⅱb	1		2
		哲学	1		2
		倫理学	2		2
		芸術	1		2
		日本国憲法	2		2
		経済学	2		2
	科学自然	生物学	1		2
		生理学	1		2
		教職コンピュータ基礎	2		2
	教育健康	生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1
		健康科学論	2		2
	演習基礎	基礎演習Ⅰ	1	1	
		基礎演習Ⅱ	1	1	

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目。

別表Ⅰ－（２） 薬学部

（基礎科目）

薬学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

薬学科

区分		科 目 名	年次	必修	選択	自由
大学共通基礎科目	共 英 通 語	英語	1	2		
		英語コミュニケーション	1		2	
	情 報 教 育	情報処理入門	1	1		
		データサイエンスⅠ	1		1	
		データサイエンスⅡ	1		1	
	総 合 教 育	キャリア教育	1	2		
		コミュニケーション論	1	2		
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2		
		日向国地域論	1		2	
		日向国地域体験学習	1		1	
		医療・福祉連携講座	1		1	
		ボランティア活動	1		1	
		インターンシップ	1		1	
学 科 基 礎 科 目		外書講読	3	1		
		理科系作文法入門	1			1
		理科系作文法演習	1	1		
		生物学	1	1		
		基礎機能形態学	1	1		
		物理学	1	1		
		化学入門	1		1	
		化学	1	1		
		薬学数学	1	1		
		薬学数学演習	1			1
		統合医療からみた身体	2		1	
		倫理学	2		1	
		哲学	2		1	
		薬学入門	1	1		
		プレゼンテーション概論	1	1		
		薬学と生命倫理入門	2	1		
		臨床漢方入門	1	1		
		総合学習Ⅰ	1	1		

動物生命薬科学科

区分		科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	教 育 英 語	英語	1	2	
		英語コミュニケーション	1		2
	教 育 情 報	情報処理入門	1	1	
		データサイエンスⅠ	1		1
		データサイエンスⅡ	1		1
	総 合 教 育	キャリア教育	1	2	
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		日向国地域体験学習	1		1
		医療・福祉連携講座	1		1
		ボランティア活動	1		1
		インターンシップ	1		1
学 科 基 礎 科 目		大学英語Ⅰ	1		2
		大学英語Ⅱ	1		2
		実用英語Ⅰ	2		2
		実用英語Ⅱ	2		2
		実用英語Ⅲ	2		2
		実用英語Ⅳ	2		2
		社会学	1		2
		心理学	1		2
		歴史と社会	2		2
		アジアと世界	2		2
		哲学	2		2
		倫理学	1		2
		数学Ⅰ	1		2
		数学Ⅱ	1		2
		化学Ⅰ	1		2
		化学Ⅱ	1		2
		生物学Ⅰ	1		2
		生物学Ⅱ	1		2

別表Ⅰ－（３） 生命医科学部

（基礎科目）

生命医科学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

生命医科学科

区分		科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1	2	
		英語コミュニケーション	1		2
	教育情報	情報処理入門	1	1	
		データサイエンスⅠ	1		1
		データサイエンスⅡ	1		1
	総合教育	キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		ＱＯＬと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		日向国地域体験学習	1		1
		医療・福祉連携講座	1		1
		ボランティア活動	1		1
		インターンシップ	1		1
	学科基礎科目	医療英語	2		2
		生涯スポーツ論	1		2
		生涯スポーツ実習	1		1
		健康科学論	1		2
		物理学	1		2
		化学	1		2
		生物学	1		2
		分子生物学	1		2
		法学	1		2
		心理学	2		2
		生命倫理学	2	2	
		医学概論	1	2	
		生命医科学概論	1	2	
		医療統計学	2		2

別表Ⅰ－（４） 臨床心理学部

（基礎科目）

臨床心理学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

臨床心理学科

区分		科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1		2
		英語コミュニケーション	1		2
	教育情報	情報処理入門	1	2	
		データサイエンスⅠ	1		1
		データサイエンスⅡ	1		1
	総合教育	キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		QOLと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		日向国地域体験学習	1		1
		医療・福祉連携講座	1		1
		ボランティア活動	1		1
		インターンシップ	1		1
学部共通基礎科目	社会と文化	中国語Ⅰ	1		2
		中国語Ⅱ	1		2
		日本語Ⅰ	1		2
		日本語Ⅱ	1		2
		日本語Ⅲ	2		2
		日本語Ⅳ	2		2
		日本語総合講座Ⅰa	1		2
		日本語総合講座Ⅰb	1		2
		日本語総合講座Ⅱa	1		2
		日本語総合講座Ⅱb	1		2
		哲学	1		2
		倫理学	2		2
		社会学	1		2
		日本国憲法	2		2
		経済学	2		2
		生物学	1		2
	教育健康	健康科学論	1		2
		生涯スポーツ論	1		2
		生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1
	演習基礎	基礎演習Ⅰ	1	1	
		基礎演習Ⅱ	1	1	

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目。

別表Ⅱ－（１） 社会福祉学部

（専門教育科目）

社会福祉学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

スポーツ健康福祉学科

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由
社会学	1		2		スポーツ教育現場実習Ⅲ	3		2	
心理学概論	1		2		健康運動指導論	3		2	
人体の構造と機能及び疾病	1		2		スポーツ実習Ⅰ（器械体操）	1		1	
児童・家庭福祉	1		2		スポーツ実習Ⅱ（屋外球技）	2		1	
障害者福祉	1		2		スポーツ実習Ⅲ（屋内球技）	1		1	
高齢者福祉	1		2		スポーツ実習Ⅳ（陸上）	2		1	
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1		2		スポーツ実習Ⅴ（水泳）	2		1	
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1		2		スポーツ実習Ⅵ（ダンス）	2		1	
社会福祉の原理と政策Ⅰ	1		2		スポーツ実習Ⅶ（柔道）	2		1	
社会福祉の原理と政策Ⅱ	1		2		スポーツ実習Ⅷ（野外スポーツ実習）	1		1	
貧困に対する支援	2		2		医学概論	1		2	
社会保障Ⅰ	2		2		社会保障制度および職業倫理	4		1	
社会保障Ⅱ	2		2		解剖学Ⅰ	1		2	
社会福祉調査の基礎	3		2		解剖学Ⅱ	2		2	
介護概論	2		2		解剖学Ⅲ	2		2	
福祉・医療制度	3		2		運動学概論	2		1	
依存症の理解と支援	1		2		身体の働きⅠ	2		2	
精神保健福祉の原理Ⅰ	1		2		身体の働きⅡ	2		2	
精神疾患とその治療Ⅰ	2		2		リハビリテーション	3		2	
公衆衛生学	3		2		病理学概論	2		2	
介護の基本Ⅰ	1		2		衛生学Ⅰ	3		2	
介護の基本Ⅱ	1		2		衛生学Ⅱ	3		2	
こころとからだのしくみ	2		2		臨床医学総論Ⅰ	2		1	
障害と老化の理解	2		2		臨床医学総論Ⅱ	2		1	
生活支援技術演習Ⅰ	2		2		臨床医学各論Ⅰ	2		1	
生活支援技術演習Ⅱ	2		1		臨床医学各論Ⅱ	3		1	
認知症の理解	3		2		臨床医学各論Ⅲ	3		1	
介護アセスメント	3		2		臨床医学各論Ⅳ	4		1	
福祉住環境論Ⅰ	3		2		病態生理学	3		1	
福祉住環境論Ⅱ	3		2		鍼灸理論	3		2	
福祉住環境デザイン	3		2		東洋医学概論Ⅰ	1		2	
福祉施設とまちづくり	3		2		東洋医学概論Ⅱ	1		2	
教育原論	2		2		経絡経穴学Ⅰ	1		1	
教育心理学	3		2		経絡経穴学Ⅱ	1		1	
教育相談	3		2		経絡経穴学Ⅲ	2		1	
芸術療法	2		2		東洋医学臨床論Ⅰ	2		2	
レクリエーション論	2		2		東洋医学臨床論Ⅱ	3		2	
レクリエーション実技	2		1		東洋医学臨床論Ⅲ	3		2	
高齢者・障害者スポーツ実習	3		1		東洋医学臨床論Ⅳ	4		2	
アダプテッドスポーツ論	4		2		東洋医学臨床論Ⅴ	4		1	
キャリアデザイン演習Ⅰ	2		1		物理療法学	3		2	
キャリアデザイン演習Ⅱ	2		1		鍼灸治療の安全と適応判断	4		1	
キャリアデザイン演習Ⅲ	2		1		鍼灸診察演習	3		1	
キャリアデザイン演習Ⅳ	3		1		社会鍼灸学	4		2	
キャリアデザイン演習Ⅴ	2		1		基礎鍼灸実習	1		1	
キャリアデザイン演習Ⅵ	2		1		臨床鍼灸実技Ⅰ	2		1	
キャリアデザイン演習Ⅶ	3		1		臨床鍼灸実技Ⅱ	2		1	
キャリアデザイン演習Ⅷ	3		1		臨床鍼灸実技Ⅲ	3		1	
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		2		臨床鍼灸実技Ⅳ	3		1	
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		2		臨床鍼灸実技Ⅴ	4		1	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		2		臨床鍼灸実技Ⅵ	4		1	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2		臨床鍼灸評価実習Ⅰ	2		1	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3		2		臨床鍼灸評価実習Ⅱ	3		1	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3		2		臨床灸実技Ⅰ	2		1	
権利擁護を支える法制度	2		2		臨床灸実技Ⅱ	2		1	
保健医療と福祉	3		2		臨床灸実技Ⅲ	3		1	

福祉サービスの組織と経営	3	2	臨床灸実技Ⅳ	3	1
刑事司法と福祉	3	2	臨床灸実技Ⅴ	4	1
ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1	臨床灸実技Ⅵ	4	1
ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	1	臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所）	3	2
ソーシャルワーク演習Ⅲ	3	1	臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所）	4	2
ソーシャルワーク演習Ⅳ	3	1	スポーツ健康鍼灸学	3	2
ソーシャルワーク演習Ⅴ	4	1	人体構造学	1	2
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	1	人体機能学	1	2
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3	1	薬物療法学	3	1
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3	1	病理学	2	2
ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	2	生化学	2	1
ソーシャルワーク実習Ⅱ	3	4	免疫・感染症学	2	1
時事福祉学Ⅰ	4	2	疾病救急医学Ⅰ	2	2
時事福祉学Ⅱ	4	2	疾病救急医学Ⅱ	2	2
スクールソーシャルワーク論	3	2	疾病救急医学Ⅲ	3	1
スクールソーシャルワーク演習	3	1	疾病救急医学Ⅳ	3	2
スクールソーシャルワーク実習指導	4	1	疾病救急医学Ⅴ	4	2
スクールソーシャルワーク実習	4	1	疾病救急医学Ⅵ	4	2
医療ソーシャルワーク演習	3	1	外傷救急医学Ⅰ	2	2
医療ソーシャルワーク実習指導	4	1	外傷救急医学Ⅱ	2	2
医療ソーシャルワーク実習	4	1	急性中毒学・環境障害	3	1
精神保健福祉の原理Ⅱ	2	2	救急病態生理学	2	2
精神疾患とその治療Ⅱ	2	2	救急症候学	2	2
精神障害リハビリテーション論	3	2	救急医学概論	1	2
精神保健福祉制度論	2	2	救急医学各論	1	2
精神保健の課題と支援Ⅰ	3	2	救急処置概論	1	2
精神保健の課題と支援Ⅱ	3	2	救急処置各論	2	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	3	2	災害救急医学	2	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	3	2	患者搬送技術論	1	2
精神保健福祉援助演習Ⅰ	3	1	ファーストレスポonder実習	1	2
精神保健福祉援助演習Ⅱ	4	1	救急処置実習A-Ⅰ	1	4
精神保健福祉援助演習Ⅲ	4	1	救急処置実習A-Ⅱ	2	4
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3	1	救急処置実習A-Ⅲ	3	4
精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4	1	救急処置実習A-Ⅳ	4	4
精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4	1	救急処置実習B-Ⅰ	3	2
精神保健福祉援助実習Ⅰ	3	1	救急処置実習B-Ⅱ	3	4
精神保健福祉援助実習Ⅱ	4	4	救急処置実習C	3	1
スポーツマネジメント	4	2	救急救命総合演習Ⅰ	3	2
スポーツ心理学	2	2	救急救命総合演習Ⅱ	4	2
スポーツ社会学	3	2	救急救命総合演習Ⅲ	4	2
運動学	3	2	スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	3	1
スポーツ・レクリエーション演習	3	1	スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	3	1
運動生理学	2	2	スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	4	1
スポーツ栄養学	2	2	スポーツ健康福祉学演習Ⅳ	4	1
バイオメカニクス	1	2	卒業研究Ⅰ	4	2
トレーニング論	4	2	卒業研究Ⅱ	4	2
体力学	2	2	アスレティックトレーナー概論	1	1
スポーツ医学Ⅰ	3	2	スポーツ外傷・障害および疾病Ⅰ	2	1
スポーツ医学Ⅱ	3	2	スポーツ外傷・障害および疾病Ⅱ	2	1
救急対応Ⅰ	1	2	検査・測定と評価	2	1
コーチング論	4	2	スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅰ	2	1
人体の解剖と機能Ⅰ	1	2	スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅱ	2	1
人体の解剖と機能Ⅱ	2	2	スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅲ	3	1
スポーツ科学	4	2	救急対応Ⅱ	2	1
トレーニング科学	1	2	コンディショニングⅠ	2	1
スポーツ原理	1	2	コンディショニングⅡ	3	1
スポーツ健康福祉論	1	2	コンディショニングⅢ	3	1
運動処方論	3	2	リコンディショニングⅠ	2	1
体力学演習	3	1	リコンディショニングⅡ	3	1
学校保健	3	2	リコンディショニングⅢ	3	1
生活習慣病予防学	4	2	アスレティックトレーナー実習Ⅰ	1	1
健康スポーツ実習Ⅰ	1	2	アスレティックトレーナー実習Ⅱ	2	1

健康スポーツ実習Ⅱ	2		2		アスレティックトレーナー実習Ⅲ	2		1
健康スポーツ現場実習	3		2		アスレティックトレーナー実習Ⅳ	3		1
スポーツ教育現場実習Ⅰ	1		1		アスレティックトレーナー実習Ⅴ	3		1
スポーツ教育現場実習Ⅱ	2		2		アスレティックトレーナー実習Ⅵ	3		1

（教職に関する科目）

教職免許状を得ようとする者の科目の単位数は次のとおりである。

免許状の種類	授業科目の名称	年次	単位数	授業科目の名称	年次	単位数
中学校教諭 一種免許状 （保健体育）	教職論	1	2	教育実習指導	3	1
	教育行政学	2	2	教育実習Ⅰ	4	2
	特別支援教育	3	1	教育実習Ⅱ	4	2
	教育課程論	2	2	教職実践演習（中・高）	4	2
	道德教育の指導法	2	2	保健体育科教育法Ⅰ	3	4
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	保健体育科教育法Ⅱ	3	4
	教育方法・情報通信技術活用論	3	2	介護等体験	3	1
	生徒・進路指導論	2	2			

別表Ⅱ－（２） 薬学部

（専門教育科目）

薬学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

薬学科

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由
無機化学	1	1			衛生薬学Ⅲ	3	2		
基礎有機化学	1	1			衛生薬学Ⅳ	3		1	
有機化学Ⅰ	2	1			臨床検査学	3	2		
分析化学Ⅰ	1	1			栄養管理学	4	2		
物理化学Ⅰ	2	1			臨床製剤学	3	2		
基礎生化学	1	1			生物薬剤学	2	2		
生化学Ⅰ	2	1			物理薬剤学	2	2		
生物統計学入門	2	1			物理製剤学	3	2		
臨床生薬学入門	2	1			調剤学	3	2		
機能形態学演習Ⅰ	1	1			薬物動態学演習Ⅰ	3	1		
機能形態学演習Ⅱ	1	1			薬物動態学演習Ⅱ	3	1		
生理・薬理学Ⅰ	2	1			薬物治療学Ⅰ	3	2		
基礎衛生薬学	1	1			薬物治療学Ⅱ	3	2		
衛生薬学Ⅰ	2	1			薬物治療学Ⅲ	4	2		
総合学習Ⅱ	2	1			薬物治療学Ⅳ	4	2		
総合学習Ⅲ	3	1			薬物治療学Ⅴ	4	2		
医薬品情報学	4	2			一般用医薬品学	4	2		
薬学と生命倫理演習	3		1		薬事関係法規Ⅰ	4	2		
コミュニケーション演習	4	1			薬事関係法規Ⅱ	6	2		
薬学英語Ⅰ	2		1		治験コーディネーター論	6	2		
薬学英語Ⅱ	4		1		地域医療	4		1	
有機化学Ⅱ	2	2			薬学分野横断演習	4		1	
有機化学Ⅲ	3	2			基礎薬学総合演習	4	5		
医薬品化学	4	2			臨床推論	5	1		
放射化学・薬品学	2	2			アドバンスト薬学演習	5	1		
生物有機化学	3	2			一般用医薬品学演習	5	1		
分析化学Ⅱ	2	2			漢方治療学演習	5		1	
分析化学Ⅲ	2	2			薬学総合演習Ⅰ	6	3		
分析化学Ⅳ	3	2			薬学総合演習Ⅱ	6	3		
有機構造解析演習	3	1			薬化学実習	2	1		
物理化学Ⅱ	2	1			分析学実習	2	1		
生化学Ⅱ	2	2			生薬学実習	3	1		
生化学Ⅲ	2	2			基礎生化学実習	2	1		
ウイルス学	2	2			生化学実習	3	1		
細菌学	3	2			基礎薬理学実習	3	1		
分子細胞生物学	3	2			薬理学実習	3	1		
腫瘍治療学	4	2			薬剤学実習	3	1		
天然医薬品化学	3	2			衛生薬学実習	3	1		
臨床漢方生薬学	4	2			実務実習事前学習Ⅰ	4	1		
生理・薬理学Ⅱ	2	2			実務実習事前学習Ⅱ	4	1		
生理・薬理学Ⅲ	3	2			実務実習事前学習Ⅲ	4	1		
生理・薬理学Ⅳ	3	2			特別研究Ⅰ	5	4		
免疫学	3	2			特別研究Ⅱ	6	8		
臨床医学概論	4	2			実務実習Ⅰ	5	10		
衛生薬学Ⅱ	3	2			実務実習Ⅱ	5	10		

動物生命薬科学科

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択
生命倫理・動物福祉	1		2	動物臨床看護学総論	2		2
動物解剖学	1	2		動物臨床看護学各論Ⅰ	3		2
動物生理学Ⅰ	1	2		動物臨床看護学各論Ⅱ	3		2
動物生理学Ⅱ	1	2		動物臨床看護学各論Ⅲ	3		2
動物繁殖学	3		2	動物臨床看護学演習Ⅰ	4		1
動物行動学	4		2	動物臨床看護学演習Ⅱ	4		1
動物栄養学	3		2	動物臨床検査学	3		2
畜産学	3		2	動物医療コミュニケーション	2		2
実験動物学Ⅰ	2	2		愛玩動物学	3		2
実験動物学Ⅱ	2	2		人と動物の関係学	3		2
野生動物学	4		2	適正飼養指導論	3		1
動物看護関連法規	2		1	動物生活環境学	4		1
動物愛護・適正飼養関連法規	2		1	ペット関連産業概論	4		1
動物解剖学実習Ⅰ	1	1		生涯学習概論	4		2
動物解剖学実習Ⅱ	1	1		博物館概論	2		2
組織学	1	2		博物館経営論	4		2
有機化学Ⅰ	1	2		博物館資料論Ⅰ	3		1
有機化学Ⅱ	2		2	博物館資料論Ⅱ	3		1
基礎生化学	1	2		博物館資料保存論	3		2
生物統計学	2		2	博物館展示論Ⅰ	3		1
飼料学	3		2	博物館展示論Ⅱ	3		1
実験動物学演習	3		1	博物館教育論	4		2
実験動物学実習	3		1	博物館情報・メディア論	4		2
微生物学	2	2		博物館実習	4		3
微生物学実習	2	1		動物実習基礎Ⅰ	1	1	
動物看護学概論	1		2	動物実習基礎Ⅱ	1	1	
生物多様性	2		2	動物実習基礎Ⅲ	2	1	
統合生理学	4		2	動物実習基礎Ⅳ	2	1	
動物病理学Ⅰ	2	2		動物内科看護学実習Ⅰ	2		1
動物病理学Ⅱ	2		2	動物内科看護学実習Ⅱ	3		1
寄生虫学	2	2		動物臨床検査学実習	4		1
動物薬理学Ⅰ	2	2		動物外科看護学実習	3		1
動物薬理学Ⅱ	2	2		動物臨床看護学実習	3	1	
臨床薬理学	4		2	動物愛護・適正飼養実習	3	1	
動物感染症学Ⅰ	3		2	動物看護総合実習	3		2
動物感染症学Ⅱ	3		2	動物実習応用Ⅰ	4	2	
公衆衛生学Ⅰ	2	2		動物実習応用Ⅱ	4	2	
公衆衛生学Ⅱ	2	2		畜産学実習	4		1
動物内科看護学	2		2	卒業研究	4	2	
動物外科看護学	3		2				

別表Ⅱ－（３）生命医科学部

（専門教育科目）

生命医科学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

生命医科学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
公衆衛生学	1	2		臨床薬理学	3		2
解剖学Ⅰ	1	2		チーム医療概論	3		2
解剖学Ⅱ	2		2	関係法規	4		1
解剖学実習	2		1	医用電気工学Ⅰ	1	2	
生理学Ⅰ	1	2		医用電気工学Ⅱ	1		2
生理学Ⅱ	1		2	医用電気工学演習	1	1	
生理学実習	2		1	医用電気工学実習	2		1
臨床病態学Ⅰ	3		2	医用電子工学Ⅰ	2		2
臨床病態学Ⅱ	3		1	医用電子工学Ⅱ	2		2
病理学Ⅰ	2	2		医用電子工学演習	2		1
病理学Ⅱ	2		2	医用電子工学実習	2		1
病理学実習	3		1	物性工学	3		2
生化学Ⅰ	1	2		材料工学	3		2
生化学Ⅱ	2		2	医用機器工学	3		2
生化学実習	1		1	応用数学	2		2
微生物学Ⅰ	1	2		医療情報処理工学	1		2
微生物学Ⅱ	2		2	医療情報処理工学実習	1		1
微生物学実習Ⅰ	2		1	システム工学	3		2
微生物学実習Ⅱ	3		1	医用工学	1	2	
一般検査学	2		2	医用工学演習	1		1
一般検査学実習	2		1	生体機能工学	3		2
検査機器総論	1	2		生体計測装置学Ⅰ	1	2	
医用工学概論	1	2		生体計測装置学Ⅱ	3		2
医用工学実習	1	1		生体計測装置学実習	3		1
臨床血液学Ⅰ	2		2	医用治療機器学	2		2
臨床血液学Ⅱ	2		2	医用治療機器学実習	2		1
臨床血液学実習Ⅰ	3		1	臨床支援技術学	3		2
臨床血液学実習Ⅱ	3		1	画像診断学	3		2
免疫検査学	2		2	生体機能代行装置学Ⅰ	2		2
免疫検査学実習	3		1	生体機能代行装置学Ⅱ	3		2
臨床免疫学Ⅰ	2		2	生体機能代行装置学Ⅲ	3		2
臨床免疫学Ⅱ	3		1	生体機能代行装置学演習Ⅰ	2		1
臨床免疫学実習	3		1	生体機能代行装置学演習Ⅱ	3		1
臨床検査総合管理学Ⅰ	3		2	生体機能代行装置学演習Ⅲ	3		1
臨床検査総合管理学Ⅱ	3		2	生体機能代行装置学演習Ⅳ	4		1
臨床検査総論	3		2	生体機能代行装置学実習Ⅰ	2		1
臨床生理学Ⅰ	2		2	生体機能代行装置学実習Ⅱ	3		1
臨床生理学Ⅱ	2		2	生体機能代行装置学実習Ⅲ	3		1
臨床生理学Ⅲ	3		2	医用機器安全管理学	3		2
臨床生理学Ⅳ	3		2	医用機器安全管理学実習	3		1
臨床生理学実習Ⅰ	3		1	患者安全管理学	3		2
臨床生理学実習Ⅱ	3		1	臨床医学総論Ⅰ	2		2
臨床化学Ⅰ	2		2	臨床医学総論Ⅱ	2		2
臨床化学Ⅱ	2		2	臨床医学総論Ⅲ	3		2
臨床化学実習	3		1	臨床医学総論Ⅳ	3		2
医療安全管理学	3		1	臨床工学臨地実習	3・4		7
医療安全管理学実習	3		1	生命医科学特論Ⅰ	4		2
遺伝子検査学	2		2	生命医科学特論Ⅱ	4		2

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
臨床検査臨地実習Ⅰ	3		3	生命医科学特論Ⅲ	4		2
臨床検査臨地実習Ⅱ	3・4		9	総合演習	4		1
臨床細胞学総論Ⅰ	1		2	臨床検査学演習Ⅰ	4		2
臨床細胞学総論Ⅱ	2		2	臨床検査学演習Ⅱ	4		2
臨床細胞学総論Ⅲ	2		2	卒業研究Ⅰ	4		4
臨床細胞学演習Ⅰ	3		1	卒業研究Ⅱ	4		4
臨床細胞学演習Ⅱ	3		1				
細胞診断学特論Ⅰ	4		4				
細胞診断学特論Ⅱ	4		4				

別表Ⅱ－（４）臨床心理学部

（専門教育科目）

臨床心理学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

臨床心理学科

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択
社会福祉学	1		2	耳鼻咽喉科学	2		2
心理学概論	1	2		臨床歯科医学・口腔外科学	3		2
臨床心理学概論	1	2		聴覚・発声発語系の構造、機能、病態	2		2
心理学研究法	1		2	神経系の構造、機能、病態	2		2
心理学統計法	1		2	言語学	1		2
臨床医学	2		2	音声学	2		2
解剖学	1		2	音響学・聴覚心理学	3		2
生理・病理学	2		2	言語発達学	1	2	
人体の構造と機能及び疾病	1		2	リハビリテーション概論	1		1
発達心理学	1		2	公衆衛生学	4		2
知覚・認知心理学	2		2	言語聴覚障害総論	1		2
学習・言語心理学	2		2	言語聴覚障害診断学	2		2
心理測定法演習	3		1	失語症学Ⅰ	2		2
精神疾患とその治療	2		2	失語症学Ⅱ	2		2
医療統計学演習	2		2	高次脳機能障害学	3		2
公認心理師の職責	4		2	言語発達障害学Ⅰ	2		2
感情・人格心理学	3		2	言語発達障害学Ⅱ	2		2
神経・生理心理学	2		2	言語発達障害学演習Ⅰ	3		1
社会・集団・家族心理学	1	2		言語発達障害学演習Ⅱ	3		1
障害者・障害児心理学	2		2	発声発語障害学	2		2
心理的アセスメント	2		2	発声発語障害学演習Ⅰ	2		1
心理学的支援法	3		2	発声発語障害学演習Ⅱ	3		1
健康・医療心理学	3		2	嚥下障害学Ⅰ	2		2
福祉心理学	3		2	嚥下障害学Ⅱ	3		2
教育・学校心理学	3		2	嚥下障害学演習	3		1
司法・犯罪心理学	3		2	聴覚障害学Ⅰ	2		2
産業・組織心理学	3		2	聴覚障害学Ⅱ	2		2
心理学実験	2		2	聴覚検査演習	3		1
心理演習Ⅰ	3		1	補聴器・人工内耳	3		2
心理演習Ⅱ	3		1	言語聴覚障害演習Ⅰ	2		1
心理実習	4		2	言語聴覚障害演習Ⅱ	3		1
関係行政論	4		2	言語聴覚障害演習Ⅲ	3		1
児童・家庭福祉	1		2	学外評価臨床実習	3		4
障害者福祉	1		2	学外総合臨床実習	4		8
高齢者福祉	1		2	動物人間関係学	1	2	
介護概論	2		2	動物生態学	1		2
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1		2	動物介在教育学	2		2
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1		2	アニマルセラピー概論	2		2
社会福祉の原理と政策Ⅰ	1	2		アニマルセラピー演習Ⅰ	3		1
社会福祉の原理と政策Ⅱ	1		2	アニマルセラピー演習Ⅱ	3		1
貧困に対する支援	2		2	動物適正飼養・トレーニング学	2		2
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		2	動物トレーニング実習	2		1
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		2	教育心理学	3		2
社会保障Ⅰ	2		2	教育相談	3		2
社会保障Ⅱ	2		2	心理尺度構成法実習	4		1
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		2	キャリアカウンセリング	4		2
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2	レクリエーション論	2		2
ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3		2	レクリエーション実技	2		1
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3		2	福祉住環境論	4		2
権利擁護を支える法制度	2		2	スクールソーシャルワーク論	3		2
社会福祉調査の基礎	3		2	スクールソーシャルワーク演習	3		1
保健医療と福祉	3		2	医療ソーシャルワーク論	3		2
福祉サービスの組織と経営	3		2	医療ソーシャルワーク実習指導	4		1
刑事司法と福祉	3		2	医療ソーシャルワーク実習	4		1

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択
ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		1	時事福祉学Ⅰ	4		2
ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		1	時事福祉学Ⅱ	4		2
ソーシャルワーク演習Ⅲ	3		1	連携実践演習	4		1
ソーシャルワーク演習Ⅳ	3		1	認知症の理解Ⅰ	3		2
ソーシャルワーク演習Ⅴ	4		1	認知症の理解Ⅱ	3		2
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		1	基礎ゼミⅠ	2	2	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		1	基礎ゼミⅡ	2	2	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		1	専門ゼミⅠ	3	2	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		2	専門ゼミⅡ	3	2	
ソーシャルワーク実習Ⅱ	3		4	専門ゼミⅢ	4	2	
リハビリテーション医学	3		2	専門ゼミⅣ	4	2	

別表Ⅲ（納付金）

- 一 入学検定料 20,000 円
- 二 入 学 金 300,000 円
- 三 授業料, その他納付金

社会福祉学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
スポーツ健康福祉学科	900,000 円	350,000 円	1,250,000 円

※救急救命コース履修者は、3年次に実験実習費 200,000 円を別途徴収する。

薬学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
薬 学 科	1,150,000 円	350,000 円	1,500,000 円
動物生命薬科学科	900,000 円	350,000 円	1,250,000 円

※薬学科 5 年次に実験実習費 300,000 円を別途徴収する。

生命医科学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
生命医科学科	900,000 円	350,000 円	1,250,000 円

※3 年次に実験実習費 150,000 円を別途徴収する。

臨床心理学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
臨床心理学科	900,000 円	350,000 円	1,250,000 円

※言語聴覚コース履修者は、3 年次 75,000 円、4 年次 75,000 円の実験実習費を別途徴収する。